2026年11月25日

各　位

会 社 名　　辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
代表者名　　代表取締役　黒仁田　健
（コード:476A、東証スタンダード市場）
問合せ先　　取締役CFO　安東　容杜
（TEL　03-5323-3797）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年11月25日付の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年12月24日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督の分離と経営の意思決定の迅速化を進め、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）本店所在地の変更

当社は、事業成長に伴う従業員数の増加への対応や、分散していた業務機能の新オフィスへの集約による部門間の連携強化及び生産性の更なる向上等を目的として、2026 年４月に市ヶ谷オフィスを開設し業務を開始いたしました。このたび、経営機能及び実務拠点を集約し、更なる業務運営の効率化と事業基盤の強化を図るため、現行定款第３条に規定する本店所在地を東京都渋谷区から、市ヶ谷オフィスが所在する東京都新宿区へ変更するものであります。

（３）その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年12月24日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年12月24日（予定） ただし、前記１．（２）については、2026年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日

以　上

【別紙】定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
定　　款	定　　款
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第２条（条文省略）	第１条～第２条（現行どおり）
第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。	第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。
第４条（条文省略）	第４条（現行どおり）
第５条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	第５条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （削除） （３）　会計監査人
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条（条文省略）	第６条（現行どおり）
第７条（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	第７条（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第８条～第１２条（条文省略）	第８条～第１２条（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１３条～第１６条（条文省略）	第１３条～第１６条（現行どおり）
第１７条（議決権の代理行使） （条文省略） ２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	第１７条（議決権の代理行使） （現行どおり） ２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第１８条（員数） 当会社の取締役は、８名以内とする。	第１８条（員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

現行定款	変更案
（新設）	２ 当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
第１９条（選任方法） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第１９条（選任方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２ （条文省略） ３ （条文省略）	２ （現行どおり） ３ （現行どおり）
（新設）	４ 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新設）	５ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第２０条（任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第２０条（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。	２ 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３ 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。	３ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第２１条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議で定める。	第２１条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議で定める。
２ 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	２ 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
３ （条文省略）	３ （現行どおり）
第２２条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。	第２２条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。
２ 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊	２ 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する

現行定款	変更案
急を要する場合はこれを短縮することができる。 ３ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	場合はこれを短縮することができる。 ３ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（新設）	第２３条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、本定款の定めにかかわらず、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第２３条～第２４条（条文省略）	第２４条～第２５条（現行どおり）
第２５条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。	第２６条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第２６条（条文省略）	第２７条（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
第２７条（監査役の設置等） 当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
第２８条（選任方法） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
第２９条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２ 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第３０条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
第３１条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（削除）

現行定款	変更案
２ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。	
第３２条（監査役会規程） 　監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
第３３条（監査役の報酬等） 　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第３４条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	第２８条（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	第２９条（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 　２ 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（新設）	第３０条（監査等委員会の決議方法） 　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新設）	第３１条（監査等委員会議事録） 　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（新設）	第３２条（監査等委員会規程）

現行定款	変更案
	監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第３５条～第３６条（条文省略）	第３３条～第３４条（現行どおり）
第７章　計　算	第７章　計　算
第３７条～第４０条（条文省略）	第３５条～第３８条（現行どおり）
附　則	附　則
第４１条（条文省略）	第３９条（現行どおり）
第４２条 本定款第１０条（株主名簿管理人）の新設は、2025年７月１日に効力を生ずるものとする。	（削除）
（新設）	第４０条（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第15期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。
（新設）	第４１条（本店所在地の変更に関する経過措置） 第３条（本店の所在地）の変更は、２０２６年１２月３１日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本条は、当該本店移転日の経過後に、これを削除する。